

## 【コメント】

# 「江戸時代の政治・イデオロギー制度における 神道の地位—吉田神道の場合—」によせて

原田 正俊

関西大学

今回のフランソワ・マセ氏の報告は、江戸時代の吉田神道を中心に江戸時代の支配体制、イデオロギーとの関係を述べられたので、コメントとしては、以下の点について検討していきたい。まず、近世社会における神社・神職の在り方を見るには、これに対置される寺院・僧侶に対する幕府の政策を見ておく必要がある。これにより、神社、神道の地位がより明確になり、両者を併せてはじめて近世社会における幕府の宗教政策の方向が理解されるからである。身分制の問題としても、僧侶身分が近世初頭より比較的明確化され安定していたのに対し、神職身分は不確定の部分も多かった。近世社会における宗教者内部の差異の問題解明は重要な視点であるし、近年、著しく進んだ周縁的身分の様々な有り様からも、宗教者の範囲は広く、それぞれの在野の宗教者が本所に編成されていく過程など、宗教者をめぐる身分の問題は重要である。

そこでまず、公家・武家とともに中世以来、大きな力を持った寺院・仏教僧たちがどのように中世から近世の体制に組み込まれていくかについて言及し、議論の展開をはかりたい。さらに現在の研究史の上から、吉田神道発展の歴史的意味・近世社会における神職について述べていきたい。

## 中世寺院と国家

日本の中世社会においては黒田俊雄氏による権門体制論（黒田俊雄『日本中世の国家と宗教』岩波書店、1975年）の提唱以来、公家・武家・寺社の権門の並立状況は周知のものとなっているが、寺社権門と公家・武家との違いや関係性の特質については十分解明されているとはいえない。中世といっても前期（院政・鎌倉時代）、と後期（南北朝・室町時代）における寺社権門の在り方の変質についても問題であるし、戦国・織豊期の寺社の評価など、未だ議論は続いている。また、寺社が単なる巨大領主であるだけでなく、信仰の中心であり、イデオロギー装置としての位置は大きく、寺社と公家・武家の位置関係は社会構成を考える上でも重要である。

中世において、南都仏教、天台宗、真言宗は顕密諸宗と総称され、中世社会の正統仏教として位置付けられた。同時にこれらの寺院は荘園領主として、領主層の一翼をになうものであった。しかし、院政期から鎌倉期にかけて大衆勢力が力を持った延暦寺・園城寺・興福寺・東大寺などによって嗾訴が繰り返されたように、寺社勢力は公家・武家に直接対峙・対抗することもあった。大衆勢力を持った寺院はもちろん、僧侶やその従者が武具を保持することは一般化

していた。南北朝の動乱期にも寺社の軍事力は軍勢催促を受け、内乱期には武力の上でもあなごれないものであった。

中世の寺社勢力は、直接的な暴力の他に、「宗教的暴力」を有した。中世社会において、寺社の国家鎮護・安穩・五穀豊穡への祈禱は朝廷の年中行事の上で欠くことのできないものであり、これを欠くことは国家の安泰を揺るがすことであった。また、密教修法が様々に編み出され、本来の密教修行とは離れ、人々の欲望のための祈りが頻繁に修された。戦争時の敵に対する調伏の祈禱の多くは、密教の修法で行われ、室町時代の内乱鎮圧時にいたっても必ず行われている。また、調伏の祈禱は、平安時代以来、政治的敵対者に対しても行われ、敵対者の呪殺は効力のあるものとして認識されていた。こうした祈禱の力、「宗教的暴力」は寺社勢力を支える重要な要素であった。

中世に流布した末法思想や墮地獄への恐怖は、仏教への信仰を助長し、天皇・貴族といえども、来世の安穩のためには、寺社への寄進と信仰生活に励まねばならなかった。さらに13世紀末のモンゴル襲来時における寺社による神仏の力の喧伝はより一層、寺社勢力の権威を高めていった。

こうした顕密諸宗の寺社勢力の展開に対して、鎌倉時代末から「禅律僧」が公武の支持を得て台頭し始めた。大陸からの禅の伝法を標榜する禅僧と戒律を重視する律僧はのちに宗派的には別個のものとして存在するが、鎌倉時代後期においては、彼らは社会の中で「禅律僧」とひとくくりで見られていた。禅律僧たちは持戒持律を主張し、勸進による作善行を行い、大規模な造寺造仏、橋、道路、用水池の整備などに携わった。

こうした禅律僧の姿勢は公武の支持するところとなり、禅宗は特にその後発展をみせ、南北朝時代以降、京都・鎌倉には五山官寺制が引かれ、南禅寺・天龍寺・相国寺といった寺院が顕密の寺社と並び勢力を持つ。顕密僧が朝廷から僧綱位に叙せられるのに対し、五山僧は室町幕府により叙任され、五山の住持については人選にあたって最終決定は将軍が行った。室町幕府は五山を手厚く保護するとともに、禅院の法をもとに幕府法をもって統制し、武装を禁じ、場合によっては寺内の探索、武具を携える僧の一斉検挙まで行った。このように中世後期になると武家政権による新たな五山禅宗という寺院勢力が形成されるのである。五山禅宗の在り方は無軌道な嗾訴を繰り返す顕密寺院とは異なったもので、権力に従順な宗教勢力であった(原田正俊『日本中世の禅宗と社会』吉川弘文館、1998年)。

## 統一政権と仏教

戦国の動乱を経て、織田信長・豊臣秀吉の統一政権は、比叡山延暦寺、高野山、根来寺、熊野といった大寺社を軍事力をもって屈服させていく。統一政権のむき出しの暴力の前ではもはや、中世にみられたような、「宗教的暴力」はなすすべもなかった。また、刀狩りに見るように武装解除も貫徹されていった。

徳川家康はこうした状況をもとに、さらに寺院の統制を計り、そのため五山僧のなかから相国寺の西笑承兌(さいしょうじょうたい)・閑室元佶(かんしつげんきつ)・南禅寺の以心崇伝(いしんすうでん)などの禅僧を登用し宗教界の統制策を進めた。五山僧の登用は、室町幕

府のもとでの外交文書の起草や実務担当といった実績を踏まえてのことでもあった。崇伝が家康の意向を受け、公家・武家・諸宗寺院法度の起草に当たったことは周知のことであるが、起草の準備段階では、五山僧を動員して朝廷・公家の所蔵本をはじめ洛中洛外の諸書の書写を進めており、五山僧はこの時期、徳川幕府の「文官」としても機能していた。

徳川家康は諸宗の教義内容にも関心を持ち、面前で盛んに諸宗の学僧を招いて論義会（ろんぎえ）を催している。論義会については、室町時代に将軍が足利家の菩提寺でもある等持寺で定期的に行った武家八講（ぶけはっこう）が有名であるが、家康は法度制定の前後、論義会を頻繁に催しており、僧侶の教学の研鑽を競わせていた。これは諸宗寺院法度の重要項目である僧侶への学問奨励につながるものである。家康の面前における論義会は、教学の内容の点検というよりも、各宗の教学に通暁することが、寺院社会で栄達を遂げるための必須の能力であることを示すものであった。

この時期、幕府の政策を受け、真言宗内部においても、修法・祈禱の方法を重視する事相よりも、教学の研鑽が重視されていく傾向があった。中世のように著しい密教修法への重視はなく、「宗教的暴力」への期待もなかった。もともと、国家安穩・五穀豊穰への祈りは近世社会における寺院の重要な役でもあった。

各宗寺院法度においては、それまでの地方分散的であった本末の一元化が図られ、中央の諸大寺が本山として中央集権的に本末制を形成することが幕府によって積極的に進められ、寺院側もこれを求めた。こういった面で、神社側の編成は著しく遅れた。

本山格の寺院においては中世以来、朝廷と関係深いものも多かったが、慶長18年（1613）に紫衣法度を出し、幕府の承認を得た後、朝廷から住持職や紫衣着用の許可を得るよう定められた。もともと、この後も、朝廷と一部寺院の密接な関係は続き、幕府の意向を無視しての任命が行われ、紫衣事件が起こる。

また、顕密諸宗・浄土・浄土真宗の僧位僧官の補任については、朝廷の任命するものとして温存されたが、天台宗については輪王寺門跡を新たに創設し、天台宗支配の中心とし、浄土宗についても知恩院門跡がたてられ、将軍猶子の扱いで入寺した。五山禅宗については室町幕府以来の伝統を踏まえ、武家政権、幕府が直接叙任を行った。

こうした状況は、依然、朝廷と顕密を中心とした諸宗の結びつきが強いことがわかるが、所領安堵や本山統制をもって幕府の支配は強固であった。以上のように幕府は勢力の上からも寺院の統制を優先し、大規模に押し進めた。

また、身分制の上でも、僧侶身分は本末体制のもと保証され、地域による偏差はあるものの、村持ちの寺であっても、僧侶としての明確な身分を保障された者が、葬祭をはじめ宗門改めの宗判を執り行った。

さらに近世初頭の宗教政策に先述のような僧侶達が大きく関わったことは重要で、政策ブレーンとしても、また領主層の一員としても、中世以来の歴史を踏まえ、近世社会において僧侶は神職に比して格段に重要な位置を占めていたのである。

## 吉田神道の展開

次に江戸時代における神道・神職の在り方についてみていく。ここでは近年の研究動向を踏まえ、近世社会における吉田神道のもつ意味合いを、幕府による寺社支配の立場と地域社会の中における、神職と吉田神道の関係を見ていく。

徳川幕府は神社政策として、寛文5年（1665）7月に諸社祢宜神主法度5ヶ条を出し、第2条で社家の位階については、前々より特定の公家による伝奏を通じ昇進を遂げている者は従来のままとした。第3条において無位の社人については、白張を着用し、その他の装束を着る場合は、吉田家の許状を受けて着用するようにと定めた。

吉田家は周知のように神祇伯白川家より下位の家であったが、吉田兼俱（1435～1511）による吉田神道の宣布と神祇管領頂上の自称により、活発な神号・神位の授与、神職の任命を行い、その地位を上昇させた。吉田兼見の弟、神龍院梵瞬は慶長2年（1597）頃から、徳川家康のもとに出入りしており、慶長14年（1609）の伊勢両宮造替正遷宮の時、奉幣を神祇官が司るところ、当時廃絶していたことから、吉田家がこれを司ることを幕府より命ぜられている。幕府はこの頃、伊勢神宮内部の内宮外宮の争いの処断や寄進などで積極的に関わっており、幕府の吉田家への権限公認は、吉田家の権限拡大を助長した。吉田家が神祇官を代行する背景には、応仁の乱で衰退し、豊臣秀吉の聚楽第造営にともない廃絶していた神祇官八神殿を天正18年（1590）、勅定により吉田斎場所境内に再興したことがある。この後、宝暦元年（1751）白川家内にも八神殿が再興され、近世においては実質、吉田・白川両家に神祇官の機能が分掌される。このような経過からも、吉田家の実質的な優位は続き、これ故、先の寛文5年の諸社祢宜神主法度のなかで吉田家の神職に対する許状が認められるのである（間瀬久美子「幕藩制国家における神社争論と朝幕関係－吉田・白川争論を中心に－」『日本史研究』277号、1985年）。

もっとも、幕府は吉田家による神職裁許状の発布を許し、吉田家の神社支配を容認するものの、地方大社の自立性は認めていた。現実には、吉田家の組織化が、一挙に進んだわけではなく、地域による偏差が存在する事も事実である。近年の研究は詳細に各地域毎の事例の考察が進められており、単純に幕府・吉田家主導のもと支配が進展したわけでもなく、地域社会における藩をはじめとした支配状況、村落内部での様々な要因が絡み合い、吉田家の裁許状を受ける神職が増加していったのである。

これゆえ、幕府による神社・神職支配は包括的かつ一元的なものではなく、様々な政策的隙間が存在し、その後の相論を生んだ。

文化13年（1816）から吉田家と白川家との間で相論が起こる。直接的には三河国の吉田家門人が白川家の裁許状を受けたことを発端とするが、その後、朝廷・幕府を巻き込んだの長期の相論となった。この相論の中で注目すべきは、近世前期で発言力を持った幕府の力が後退し、神社関係の相論において、幕府権威が相対的に低下する傾向が見えることである。神祇関係の職掌について、朝廷が主導的に判断を下すようになるのである。

こうした相論が、幕府による独自の神社支配システム機関の確立をみなかったことによって起因され、朝廷の権威を認めることになってしまったことも事実であった。

次に、地域社会における動向を見てみると、近年研究の進んだ甲斐の国の事例では、国中地域においては、寛永期（1624～43）から吉田家の裁許状を受ける神職が多数見られる。この地域においては戦国期武田氏支配下において、府中八幡宮を中心に勤番体制が採られ、周辺地域160の社家の神職が順次、2人宛交替で勤番祈禱をするものであった。この地域においては、寛永18年（1641）から周辺社家の一部と府中八幡宮の間で支配関係をめぐって訴訟が起こるが、この過程で、神職達は「神道長上吉田家」よりの裁許状を受け、装束の許可を受けていることを理由に、地域有力神社より上位の吉田家と関係のある自らの身分をもとに、府中八幡宮の恣意的な支配を拒んでいる。もっとも、藩・幕府側は、地域社会の安定のため、戦国期以来の府中八幡宮の支配を認めた。このように神職達と吉田家との結びつきは、神職の身分意識を助長するものであり、地域社会における神社間の序列・支配関係を左右するものであった（西田かほる「近世的神社支配体制と社家の確立について—甲府国中地域を事例として—」『地方史研究』251、1994年）。吉田家の支配といっても、地域社会における神職たちの欲求によって左右されるものであった。

一部の大社の神職は身分的に安定したものであっても、実際は村落内部に百姓身分の神職も多数存在し、その身分は複雑かつ不安定であった。村落内には専門の神職、庄屋が兼帯する鍵取りといった神職、神宮寺にいたっては社僧が祭礼の導師を勤め、地域や神社によって状況は多様であった。神職の身分の在り方は、僧侶身分に比べて極めて低く、不安定なものであった。村落内の神職身分の多くは、慣習のもと神まつりを主催するものであって、身分的には百姓と同帳で人別改めが行われている場合も多かった。

こうしたなか、明確に神職身分の上昇を計ろうとする人々が、18世紀末頃から目立ち、吉田家よりの許状を獲得していく大きな流れとなった事も事実である。近世後期の吉田家支配の進展の背景には、村落内の神職の専門化への欲求が原動力となった。

地域によっては吉田家と積極的に結びついた神職の動きと、藩による吉田社支配の後援も注目される。安芸国の事例では、文化・文政期に神職たちは、自らの職分を「国家」＝藩の安泰を祈ることと位置づけ、藩権力との接近を計っている。同時に吉田家が藩役所と連携し、吉田家支配の外にあった神職たちに裁許状を与え、吉田家支配を広げた。

神職は藩主への御恩を報じるための「国恩祭」を催し、神職の職分を国家安穩の祈禱と位置づけており、僧侶身分に對置できるものとして、神職身分の上昇を図っている（引野亨輔「近世中後期における地域神職編成—「真宗地帯」安芸を事例として—」『史学雑誌』第111編11号）。

また、吉田神道で盛んに勧められた神葬祭の運動は、神職が僧侶と同様の宗教機能を村落内で持とうとするもので、百姓身分と同様の人別改めをなされるのではなく、僧侶のように領主から、別枠での身分把握を望んだのである。村落内における神職・僧侶・百姓の関係性をもとに、吉田神道が各地域で如何に受容されて行くかが今後の重要な視点となる（沢博勝「近世後期の地域・仏教・神道—神葬祭運動の意義—」『史学雑誌』105—6、1996年）。

吉田家支配の拡大は、単に幕府による一元的な神社支配の在り方ではなく、地域社会における神職の上昇意識に支えられてのものであるし、また、藩の支配、村落内での百姓・僧侶との

関係性から様々な在りようがあった。従来、主にイデオロギーの面、幕府による支配の面からのみ注目されてきた吉田神道の展開も、上記のように複雑な様相を呈しているものであり、研究史上これらの実態を踏まえたさらなる分析と総合化が必要な段階に来ているのである。特に近世社会において仏教寺院と神社の在りようがどのように変化をしていくのか、宗教者身分の編成・変動、思想的受容者の在り方とふくめ、近世宗教史は考察されなければならないのである。